

2026年9月28日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「当座勘定規定」、「普通預金規定」、「決済用普通預金規定」、「貯蓄預金規定」
および「納税準備預金規定」の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）は、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、手形・小切手の入金受付停止に伴い、下記のとおり「当座勘定規定（一般用）」、「普通預金規定」、「決済用普通預金規定」、「貯蓄預金規定」および「納税準備預金規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

当行では、今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定対象となる規定

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 当座勘定規定（一般用） | (4) 貯蓄預金規定 |
| (2) 普通預金規定 | (5) 納税準備預金規定 |
| (3) 決済用普通預金規定 | |

2. 改定日

2026年10月1日（木）

3. 改定内容（詳細は「4. 改定する条項」参照）

最終振出期限（2026年9月30日）後の入金受付の取扱
他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

4. 改定する条項

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 当座勘定規定（一般用）
第1条（当座勘定への受入れ）(1) | (4) 貯蓄預金規定
2. 証券類等の受入れ (1) |
| (2) 普通預金規定
2. 証券類等の受入れ (1) | (5) 納税準備預金規定
2. 証券類等の受入れ (1) |
| (3) 決済用普通預金規定
2. 証券類等の受入れ (1) | |

変更後の規定は改定日にホームページに掲載いたします。



当座勘定規定（一般用） ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手、および振出日の記載がないものは受入れません。また、2027年4月1日以降は、他行を支払場所とする手形および他行を支払人とする小切手は受入れません。</u>

普通預金規定 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手、および振出日の記載がないものは受入れません。また、2027年4月1日以降は、他行を支払場所とする手形および他行を支払人とする小切手は受入れません。</u>

決済用普通預金規定 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手、および振出日の記載がないものは受入れません。また、2027年4月1日以降は、他行を支払場所とする手形および他行を支払人とする小切手は受入れません。</u>





貯蓄預金規定 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手、および振出日の記載がないものは受入れません。また、2027年4月1日以降は、他行を支払場所とする手形および他行を支払人とする小切手は受入れません。</u>

納税準備預金規定 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	2. 証券類等の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手、および振出日の記載がないものは受入れません。また、2027年4月1日以降は、他行を支払場所とする手形および他行を支払人とする小切手は受入れません。</u>

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先

事務部事務課 担当者 浅井・菅野

Tel : 023-635-0718

